第四十三条の九の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の三」を「第百十一条」に改め、同条を第百十七条とする。

第四十三条の八中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第四号中「第二十五条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第百十六条とする。

第四十三条の七第一項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「、写し一通」を「及び写し一通」に改め、同条を第百十五条とする。

第四十三条の六中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号及び第四号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第百十四条とする。

第四十三条の五第一項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条を第百十三条とする。

第四十三条の四第一項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第一項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「、写し一通」を「及び写し一通」に改め、同条を第百十二条とする。

第四十三条の三第一項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「、写し一通」を「及び写し一通」に改め、同条を第百十一条とする。

第四十三条の二中「法第四十三条の三の二第一項」を「法第四十三条の三の三十二第一項」に、「第二十五条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第百十条とする。

第四十三条中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第九十四条とし、同条の次に次の十五条を加える。

（特定機器の種類）

第九十五条　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一　第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち再結合装置（ブロワを要しないものに限る。）

二　第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち圧力逃がし装置

三　第三条第一項第二号ヌ(3)の非常用電源設備のうちガスタービンを原動力とする発電設備

四　第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち内燃機関を原動力とする発電設備

五　第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち無停電電源装置

六　第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち電力貯蔵装置

（型式証明の申請）

第九十六条　法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　特定機器の構造及び設備

五　特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定機器の安全設計に関する説明書

二　特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明の変更）

第九十七条　法第四十三条の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二　変更後における特定機器を使用することにより発電用原子力施設に及ぼす影響に関する説明書

3　法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明に係る変更の届出）

第九十八条　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第九十九条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合　特定機器型式証明通知書

二　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合　特定機器型式証明変更承認通知書

三　法第四十三条の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定機器型式証明取消通知書

（型式証明番号等の告示）

第百条　原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式証明の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第三項の変更が、第九十六条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。